

川湯温泉街の景観ガイドライン策定に向けた 第1回ワーキンググループ会議 【開催レポート】

日時:2024年2月27日(火)13:30~16:00
場所:川湯ふるさと館

1. 開会あいさつ

2. 資料説明

- ① マスタープランのおさらい
- ② 2/20オープンデザイン会議の意見要旨
- ③ 川湯温泉街のまちづくりの方向性
- ④ 「まちづくりの理念」に関する事例紹介

3. 意見交換(ワークショップ形式)

4. 今後のスケジュール

5. 閉会あいさつ

◆ 景観ガイドラインの策定に向けて

<現状に対する主な意見>

- 温泉街に入ると、建物が大きく廃墟もあり、電線・電柱・外灯も目立って「国立公園から出た」という気持ちになる。
- 既存のルール(特に屋外広告物等)が機能していないように感じる。
- 国立公園内の温泉街というには緑の量が少ない。

<ルールに対する主な意見>

- 集団施設地区で緩和されている建築物の「高さ」や「セットバック」、「建ぺい率」、「容積率」などの建築物の大きさに関わる部分は見直していくべき。
- 視点場と視対象を決めて、視点場からの眺望にかかる部分について建築形態規制を入れていくべき。通りや街区によってルールが変わってくるはず。

<まちづくりに関する主な意見>

- 自然公園法の本質(自然が主役であること)を共有したうえでの議論が必要。
- 住む人・商売している人が「川湯温泉街をどのようなまちにしたいのか?」ということを議論し、地域のマニフェストのようなものをまとめるべき。
- 景観ガイドラインは建築物等を規制するものだが、それによって地域全体の価値が上がり、個々の利益に繋がっていくことを理解し、目指していく必要がある。

川湯温泉街まちづくりマスタープラン

湯の川がつむぐカルデラの森の温泉街



まちづくりの理念



※独自性、公益性、持続可能性、寛容性、国際性、多様性を意識し、地域や個人の「行動指針」を言葉にしていく

マスタープランの実現に向けてどのようなまちにしたいか？



景観ガイドライン

- 1. 総論(目的、テーマ、基本方針等)
- 2. 各論(個別の景観形成ルール)

- ① 建築物・工作物編
 - ② 屋外広告物編
 - ③ 公共空間編
 - ④ 夜間景観編
 - ⑤ 景観づくり活動編
- 行政 & 専門家で既存ルールの見直しを検討・提案(自然公園法)
- 地域の皆様とともに独自のルールを議論



2月、3月、4月のWGを通じて議論し、創り上げていく

まちづくりの理念を踏まえ、地域の価値を高めるためにどんなルールが必要か？

川湯集団施設地区に係る景観規制

◎環境省【特別地域は許可申請】

◆自然公園法施行規則第11条

国立公園の全国一律の許可基準(当地区は**第2種特別地域**に含まれる)

…敷地面積、建築面積、建ぺい率、容積率、高さ(13m)、後退距離、土地勾配、広告物サイズ 等

▶◆阿寒国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例(H12.8環境庁告示)

上記規則のうち、**川湯集団施設地区**等で読み替える内容や適用する項目を規定

…当地区は、高さを25mかつ塔屋を除いて20mに緩和、建ぺい率・容積率・後退距離の基準は適用外

▶◆阿寒摩周国立公園川湯地域管理計画書(R5.7)

当国立公園全域又は地区別の基準を規定

…屋根形状・色彩、外壁色彩、修景緑化、広告物色彩 等

◎北海道

◆北海道屋外広告物条例【許可申請】

地域別の許可基準、適用除外基準を規定(当地区は**第1種禁止地域**)

…広告物の種類別のサイズ(面積、高さ)等

◎弟子屈町

▶◆弟子屈町景観計画(R4.6)【届出:届出対象は高さ13m超または延べ面積2,000㎡超のみ】

町全域共通の景観形成基準(行為の制限)を規定

…高さ(13m)(当地区は高さ規制は対象外)、屋根形状・色彩、外壁色彩、壁面後退、

修景緑化、広告物配色・書体、太陽電池発電設備 等

反映

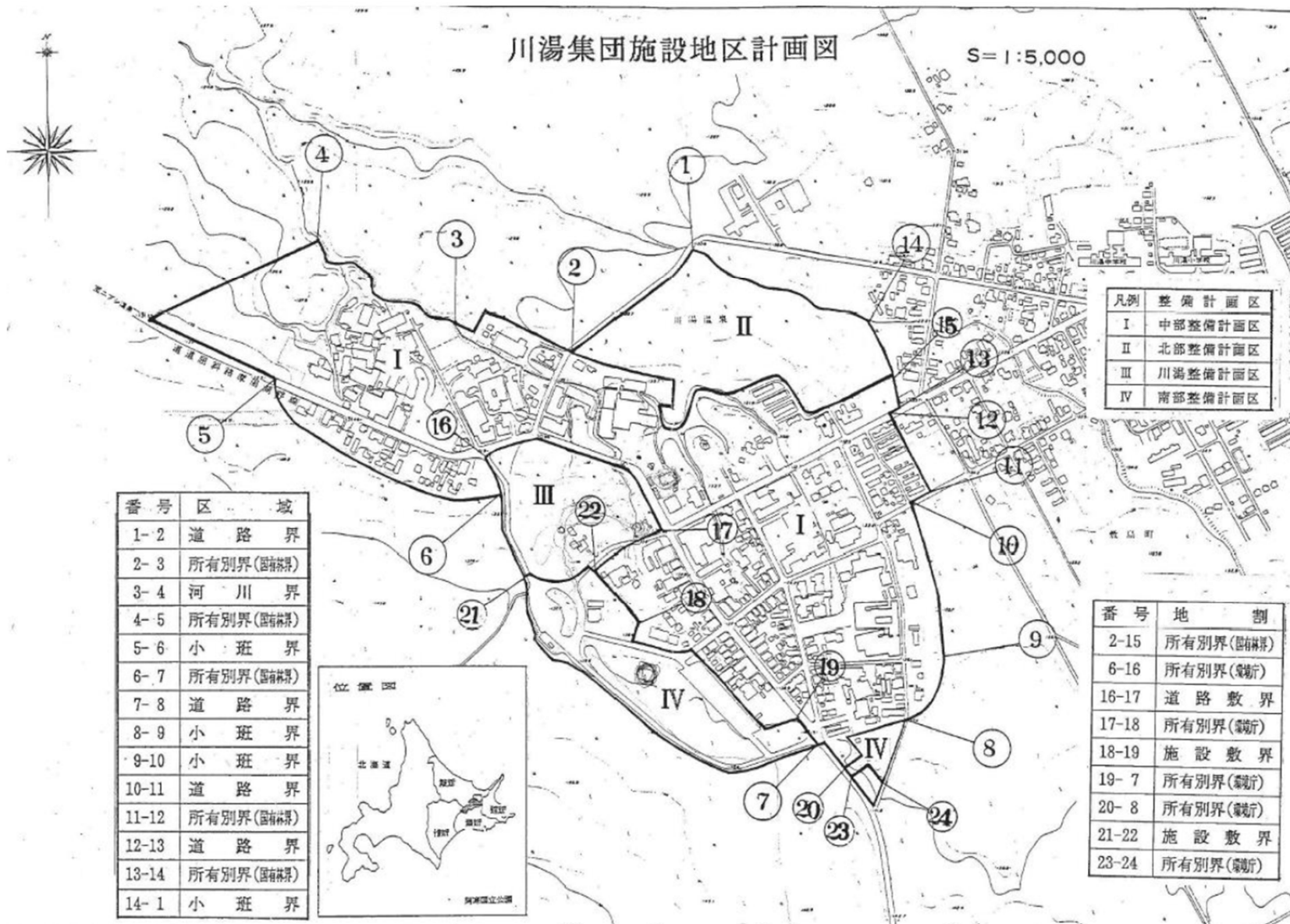
川湯温泉街景観ガイドライン

法的強制力はないが、関係者の合意により、既存項目の上乗せ、新規項目、景観づくり活動等も規定可能

4. 景観に関する既存のルール

◆ 対象エリア＝川湯集團施設地区に指定された範囲

阿寒摩周国立公園 川湯集團施設地区計画図



4. 景観に関する既存のルール

▼既存の主なルール(国立公園の本来のルールを川湯地区で緩和している基準等)

| 区分 | 項目 | 川湯集団施設地区 | 参考:本来のルール(第2種特別地域) |
|------------|--------|---|--|
| 建築物 工作物 | 建築面積 | 2,000㎡以下 | — |
| | 敷地面積 | 規定なし | 分譲:1000㎡以上、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上 |
| | 建蔽率 | 規定なし | 一般:敷地面積により10%・15%・20%以下 分譲:20%以下 |
| | 容積率 | 規定なし | 一般:敷地面積により20%・30%・40%以下 分譲:20%以下 |
| | 高さ | 本屋20m以下、塔屋含め25m以下 ※上記を超える既存建築物の改築・増築は既存の高さ以下 | 一般:13m以下 分譲:2階建以下かつ高さが10m以下 ※上記を超える既存建築物の改築・増築は既存の高さ以下 |
| | セットバック | 道路沿いの壁面線を整える。道路から極力後退する。 | 公園事業道路等から20m以上、それ以外の道路から5m以上、敷地境界線から5m以上 |
| | 土地勾配 | 30%以下 | — |
| | 色彩 | 色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと | — |

4. 景観に関する既存のルール

▼既存の主なルール(川湯地域全域又は川湯集団施設地区で設定されている基準)

| 区分 | 項目 | 川湯集団施設地区 |
|------|-----------|--|
| 屋根 | 形状 | 切妻、寄棟、入母屋、マンサード形式等の勾配のある屋根に限る。陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根でないこと。陸屋根である既存建築物の改増築の場合は傾斜パラペット(飾屋根)が設けられていること。 ※川湯地区は傾斜パラペット(飾屋根)を設けた陸屋根及び片流れ屋根については可。 |
| | 色彩 | 焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若しくは暗灰色のいずれかの色彩又は自然材料の素地色とする。 |
| 外壁 | 色彩 | 茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物の調和を図るため、色彩が統一されていると認められること。 |
| 緑化 | 植栽樹種 | 敷地内の空地は、原則として現地産樹木と同種の樹木等により修景緑化すること。 ※修景緑化の樹種の例示あり(山岳地 ダケカンバ、ミヤマハンノキ、ナナカマド、アカエゾマツ等 平野部 ミズナラ、カツラ、シナノキ、イタヤカエデ、ハウチワカエデ、ヤマモミジ、エゾヤマザクラ、キタコブシ、シラカバ、ナナカマド、ノリウツギ、エゾムラサキツツジ、エゾマツ、トドマツ、アカエゾマツ、イチイ等) |
| 付帯施設 | 駐車場及び取付道路 | 風致景観の保護上、支障のない範囲において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であると認められること。 |
| | 車庫・倉庫等 | 極力主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。やむを得ず別棟とする場合にあっては、主たる建築物とデザイン、色彩、材料の調和がとれていること。 |
| | 照明(外灯) | 建築物のライトアップを目的とするものでないこと。 |
| | 引湯管 | かつての温泉情緒あふれる湯川の再現をめざし、風致上の支障になる引湯管の整理を目指す。既存配管を整理統合し、地下埋設するよう指導する。 |
| | 自動販売機 | 自動販売機の乱立による風致上の支障を防止する。 建物の庇の下に設置する、又は板張り等の自然材料により外側を囲む等して風致への影響の軽減が図られていると認められるものであること。 |

4. 景観に関する既存のルール

▼既存の主なルール(屋外広告物に関する基準)

| 区分 | 項目 | 川湯集团施設地区 | 北海道屋外広告物条例による基準(第1種禁止地域) | 弟子屈町景観計画 |
|-------|------------------|---|---|---------------------------------------|
| 屋外広告物 | 種別 自家用 広告物 | 表示面の面積が5㎡以下、かつ同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が10㎡以下のものであること。高さが5m以下(既存工作物に掲出する場合には当該工作物の高さ以下)であること。 | 表示面積が1個当たり5㎡以内で、かつ、表示面積の合計が1事務所又は1営業所当たり10㎡以内及び高さ5m以下のものであること。 | |
| | 店舗等への誘導看板 | 個々の表示面の面積が1㎡以下であること。複数の内容を表示する広告物等は、表示面の面積の合計が10㎡以下であること。高さが5m以下であること。幟(のぼり)等の野立て看板ではないこと。ただし、以下のものは除く。 ア)店舗前に設置される看板で、木製かつ最高高さ80cm以下、幅50cm以下のもの。 イ)地域の催事等、限られた期間にのみ掲出等されるもの。 | ※案内用広告物は、国・地方公共団体、公共的団体、公共的な民間施設(学校、病院、社会福祉施設、博物館等)のみ掲出可(民間の店舗等は不可) 表示面積3.5㎡以下 高さ5m以下 個数:1施設当たり4個以下 相互間距離:500m以上離すこと 設置位置:施設から半径5km以内 光源が点滅又は回転しないもの。 | 幟等の野だて看板でないこと。 |
| | 指導標・案内板 | 表示面の面積が5㎡(複数の内容を表示する広告物等は10㎡)以下であること。高さが5m以下であること。設置者名の表示面積が300cm ² 以下であること。地名表示板の色彩は、木材及び石材等の自然材質を用いる場合を除き原則として焦げ茶色であること。 | | 木材及び石材等の自然材質を用いる場合を除き、原則として焦げ茶色とすること。 |
| | 共通 光源 | 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。動光又は点滅を伴うものでないこと。 | — | 白色系のみ、動光や点滅はさせないこと。 |
| | 色彩・デザイン | 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 | — | 基本書体は「国立公園フォント」を使用すること。 |

注)「地表から2.5m以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること」は、自然公園法施行規則第12条第1項第23号で許可がなくてもできる行為とされている。

【テーマ①】

「カルデラの森の温泉街」を実現するために必要だと思う
ルールや地域独自の取組は？

1)川湯の現状について

Q.地域に誇れる風景やモノ・コトは？

- 国立公園の自然環境(硫黄山・自然景観・湯煙・匂い・神社周辺の自然、紅葉、霧氷、国道や屈斜路湖から温泉エリアに入るワクワク感・・・etc.)
- 温泉川がきれいになった経緯や湯治場の歴史などの、現在につながるストーリー
- 他には無い泉質(アトピー治療など健康面での効果)
- 地場産野菜のおいしさ

Q.地域での磨き上げの必要性や課題だと感じていることは？

- 自然環境について(住民の自然への思いやり、国立公園への意識不足、硫黄山が見えない)
- 景観について(廃屋や空き店舗、駐車場や廃屋による歯抜け敷地が多い)
- 街並みや看板に統一感が少ない、ルールを理解していない
- 住環境について(おもてなしの心が足りない、機械の劣化が早い)

2)地域で設定すべきルールについて

Q.地域として必要なルール・取り組みは？

<景観や交通のルールについて>

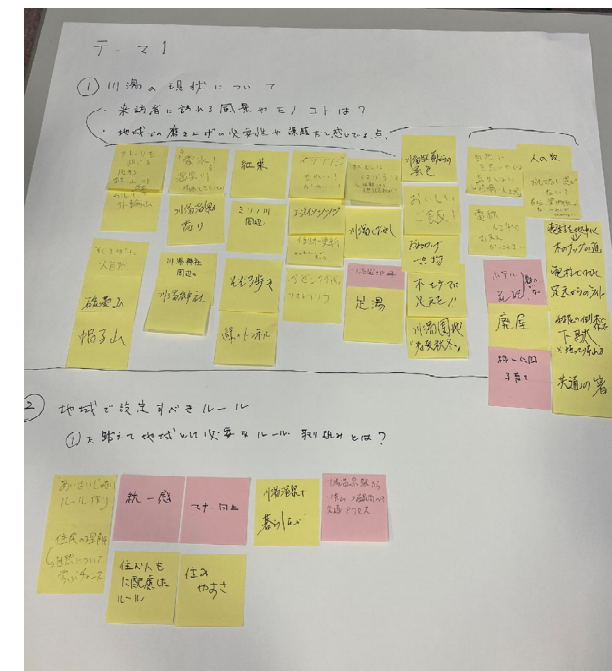
- 抽象的ではなく分かりやすい明確なルールが必要
- 川湯だけではなく弟子屈町全体の景観との繋がりを考えるべき
- 緑化に関するルール
- 車の止め方(路上駐車)の規制
- 地域住民の住みやすさを保つためのルール
- 自然と温泉それぞれを際立たせるゾーニング(エリア分け)

<地域独自のルールや取組について>

- 地域ロゴ等での統一感の創出
- 喫煙に関するルールの設定
- 店舗前にベンチを出す
- 川湯ならではの風呂の入り方の説明(強酸性の温泉の入り方)
- ルールの啓蒙活動
- 温泉川の清掃などの維持管理

<地域で必要な取組について>

- 働きやすさの確保
- 観光業者、他事業者を含めたおもてなしの共通ルール
- 冬のアクティビティの強化



【テーマ②】

テーマ①で出された意見の中で 自ら実践したい、実践できそうなことは？

1)自ら実践できることについて

Q.個人として・地域としてはじめられることは？

- 自宅や店舗のまわりの日常的な清掃
- 地域でのコミュニケーションを深めていく(住民と来街者)
- 地元を中心としたチームづくり(人同士の連携)
- 川湯の歴史や魅力を知るための住民や子供達への教育を行う
- 看板、広告物の多言語化



Q.継続していくために必要な仕組みは？

- 自然を守るための再生可能エネルギー、脱炭素、エコへの取り組み、環境保護モニタリング
- 温泉川清掃ボランティアへのサポート体制強化
- 弟子屈町全体が自分ごととして考える、情報の共有
- ルール違反者への対応
- 住民人口が減少する中で利益を上げながら身の丈にあった運営を行う組織づくり
- 家電が壊れやすいことへの補助金

2)まちづくりの理念として盛り込みたい言葉

Q.川湯温泉街はどのようなまちを目指したいか？

- 源泉掛け流しの重要性
- 賑やかさ、温泉地らしさ、勝てる温泉街
- 川湯温泉をベースとしたそぞろあるき出来るエリアスケール
- 地場産食など、温泉・自然以外の魅力
- カルデラを実感できるスポット、仕掛けを設ける
- ゼロカーボン
- 紡ぐ、引き継ぐ、レガシーなど、歴史の浅い川湯において未来を見据えた言葉がいい
- 川湯で生きる
- 源泉かけ流し、森の中の温泉街、温泉ざんまい
- 住んでいる人が誇れる街
- 俗化しない、静かな街



意見交換のまとめ

<川湯の魅力>

- カルデラや硫黄山や屈斜路湖など周辺環境まで含めた自然と、湯治場としての歴史
- ここにしか無い泉質

<課題>

- 廃屋・空き家・空地など温泉街としての寂しさ
- 住民の国立公園の自然やルールに対する意識の低さ

<必要なルール>

- 硫黄山を視対象とした高さ制限や、緑化、照明ガイドライン(オープンデザイン会議の方向性と合致)
- 温泉街と国立公園の魅力の両立→エリア内でのゾーン分けを行う事で双方の魅力を際立たせる
- 景観の統一感(看板等)

<必要な取組>

- 地域でのコミュニケーション強化、歴史など住民の学び
- 自治運営のためのまちづくり会社設立
- ボランティア活動へのサポート

<目指すまちづくり(理念)>

- 温泉街としての賑わい(落ち着きと賑わいの棲み分け)
- 歩いて楽しめる街
- 自然との共生(ゼロカーボン、硫黄山・カルデラを感じられる)
- 現在ではなく将来像を想像させるキーワード

